

県営住宅入居者「住まいのしおり」

# もっこーいリート

～ 快適な団地生活のために～



長崎県土木部住宅課



### もってこ~いノート

「もってこ~い」は、380余年の歴史をもち、全国的に有名な秋の大祭「長崎くんち」まつりで勇壮、華麗な出し物に魅せられた観衆が「アンコール」の意味で熱唱する掛け声です。

入居者の皆様が、県営住宅で快適な生活を営むために、このノートを、何度も、何度も「もってこ~い」と、ご利用いただきたいと思います。



## ~~~~~はじめに~~~~~

県営住宅は、自力での住宅確保が困難な方に対して低廉な家賃で供給することを主な目的とした住宅で、一般の賃貸住宅とは異なり、国や県からの財政支出により入居者は有利な取り扱いがある反面、種々の制約や義務も課されています。

また、県営住宅は、県の財産であるとともに県民全体の財産でもあります。あなたのあとにも多くの県民が入居することを考えて、県営住宅を大切に使用するよう心掛けていただくとともに、明るく住み良い居住環境をつくりましょう。

平成30年4月1日

長崎県住宅課長

# 目 次

## 第1編

### 入居から退去まで

1. 県営住宅のしきみ	8
住宅管理人の役目	8
2. 入居するときは	9
入居はいつまでに	9
入居する前に住宅点検を	9
引越しの際は	9
電気・ガス・水道の申込み	9
電話の申込み	9
引越ししたら名札の表示を	9
転入届の提出を忘れずに	9
3. 敷金と家賃	10
敷金は	10
入居する月の家賃は	10
入居中の家賃は	10
家賃の決定	11
家賃の減免	11
家賃の証明	11
家賃の上昇	11
家賃を滞納すると	11
退去時の家賃と敷金	11
4. 収入申告	12
収入申告書の提出	12
収入超過者の認定	12
高額所得者は	12
意見の申し出	12
5. 入居中の各手続き	13
入居者異動届	13
同居承認申請	13
収入区分更正申請	13
承継入居承認申請	13
連帯保証人変更申請	13
一時不使用届	14
6. 入居中の禁止事項	14
譲渡や転貸は	14
増築や模様替等は	14
無断での同居は	14
迷惑行為	14
7. 住宅の明け渡し	15
8. 修繕と費用負担	15
修繕の申込み	15
費用の負担は	15
入居者の負担で修理または取替えていただくもの	16

9. 退去するときは	17
退去届の提出	17
原状回復義務	17
住宅の検査	17
電気・ガス・水道などの精算	17
カギの返還	17
敷金の返還	17
無断退去	17
退去するときの手順	18

## 第2編

### 住宅の住まい方アドバイス

1. 玄関	20
2. ベランダ	20
3. キッチン	21
流し台	21
キッチンの換気	21
ガスコンロ	21
4. 浴室	22
5. トイレ	23
ロータンク式トイレ	23
トイレの掃除は	23
6. 洗面所回り	24
洗面器・洗面化粧台	24
洗濯機置場と洗濯機の使用	24
7. 結露について	26
結露の発生しやすいところ	26
結露を防ぐ生活のしかた	28
もし結露が発生したら	30
8. ダニなどの害虫駆除	31
9. 電気	32
安全ブレーカーは	32
テレビアンテナは	32
有線放送、インターネット・衛星放送の個別設置	32
電気器具の使用	32
10. ガス	33
ガスの使用	33
ガス漏れ等の防止	33
ガス漏れに気づいたときは	34
11. 水道	35
止水栓	35
断水したときは	35
漏水したときは	35
水を漏らしたときは	36
家財保険への加入	36
水栓の水漏れと異常音	36

## 第3編

## 共同生活を快適にすごすために

1. 皆さんの自治会	38
2. 共益費	38
3. 環境の美化活動	39
階段・廊下	39
庭・公園・遊具	39
排水溝	40
ゴミ処理	40
4. 集会所の利用	40
5. 駐輪・駐車場	41
駐車場の使用は	41
保証金は	41
使用を開始する月の駐車場使用料は	41
使用中の駐車場使用料は	41
使用料の変更	41
使用料の減免	42
返還時の使用料と保証金	42
自動車保管場所使用承諾証明	42
禁止事項など	42
異動届	42
使用料を滞納すると	42
駐車場の明け渡し	43
駐輪場の使用について	43
6. 給水と汚水処理	43
7. エレベーター	44
8. こんな迷惑お断り	45
騒音	45
ペットの飼育、エサやり、持ち込み	45
物の投げ捨てなど	45
児童遊園等での危険な遊び	46
個人所有物の放置	46
敷地の畑づくり	46

## 第4編

## 防災・防犯について

1. 火災の予防	48
火災が発生したときは	48
住宅用火災警報器	48
避難方法	49
消化活動	50
2. 地震	51
3. 台風	51
4. 防犯のご用心	52

## 《こんなときには…》

公社等への連絡は	4
入居するときは	9
家賃については	10
入居中の手続き一覧表	6
入居中の禁止事項	14
あなたの修繕負担は	15
住宅の住まい方アドバイス	20
結露については	26
害虫駆除については	31
電気については	32
ガスについては	33
水道については	35
水を漏らしたときは	36
こんな迷惑お断り	45
火災が発生したときは	48
避難方法は	49
台風のときは	51
退去するときは	17

**総 括**  
**長崎県土木部住宅課**

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号  
☎ 095-894-3102 FAX 095-894-3464

●公社等のご案内  
(平成30年4月1日現在)



■専任管理人がいる団地

団地名	管理人事務所	TEL・FAX
矢上団地	集会所内	095-838-4559
毛井首団地	集会所横	095-879-6704
深堀団地 A・B棟	D-4棟内(4F)	095-871-6524
深堀団地 C・D棟	//	095-871-6524
小江原団地	集会所内	095-843-2742
三重団地	//	095-850-1919
滑石団地	I-4棟内(4F)	095-855-2184

団地名	管理人事務所	TEL・FAX
横尾団地	集会所横	095-855-4179
大橋団地	B棟内(1F)	095-844-9707
新田団地	6-2棟前	0956-48-3037
十郎原団地	集会所横	0956-34-9363
花高団地	//	0956-38-1549
もみじが丘団地	//	0956-34-5440
泉福寺団地	//	0956-49-7882
西諫早団地	公社諺早事務所	0957-26-9053

(注) 勤務時間については、団地により異なりますのでお問い合わせください。

## 入居中の手続き一覧表

入居中に次のようなことがある場合	この期間(提出期間)までに	必要な届・申請書	以下の書類を添付して、管理事務所等に提出しましょう。
出生あるいは転出や死亡などにより、入居者に異動があつたり、氏名が変わったとき、また、電話番号が変わったときは	14日以内	県営住宅 入居者等異動届	死亡→①戸籍謄本または住民票謄本 ②その他の証明書 転出→住民票（転出先が確認できるもの） ※家賃の減免、収入区分、同居の承認等については、この届とは別に申請が必要です。
結婚などにより、すでに同居している家族以外の方を入居させたいときは	事前に	県営住宅 同居承認申請書	戸籍謄本等（6親等内の血族、3親等内の姻族が分かるもの） 同居しようとする方の課税証明書（市区町村発行のもの）
入居名義人が死亡または離婚した場合に、配偶者が引き続き入居するためには	14日以内	県営住宅承継 入居承認申請書	戸籍謄本 申請書 ※承認後、請書の提出が必要となります。
連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人を変更したいときは	すみやかに	県営住宅連帯保証人 変更（異動）届申請書	申請書、印鑑証明書 収入証明書、保証人の責務
引き続き15日以上、住宅を使用しないときは（入院、出張、旅行等）	事前に	県営住宅 一時不使用届	理由届（長期出張の場合、辞令等の写し）
現在のアンペア契約容量を変更したいときは	事前に	電気容量 変更申請書	公社等にお問い合わせください。
家賃に関する証明書が必要なときは	事前に	家賃証明願	公社等（長崎市、時津町、長与町の方は県庁住宅課）にお問い合わせください。
駐車場（自治会等で管理している駐車場を除く）を使用したいときは	事前に	駐車場使用申込書	公社等にお問い合わせください。
自動車保管場所の使用承諾証明書が必要なときは	事前に	自動車保管場所使用 承諾証明願	公社等（長崎市、時津町、長与町の方は県庁住宅課）にお問い合わせください。
使用中の自動車または、自動車の所有者に異動があつたときは	すみやかに	駐車場異動届	公社等にお問い合わせください。
退職や入居者の異動により、世帯収入に大幅な減少があつたときは	すみやかに	収入区分 更正認定請求書	公社等にお問い合わせください。
収入が著しく低下したときは	すみやかに	家賃等減免申請書	公社等にお問い合わせください。
障害者の方、または障害者と同居する家族が使用する自動車で、自動車税の減免を受ているときは	すみやかに	駐車場使用料 (保証金)減免申請書	公社等にお問い合わせください。

※原則として家賃、駐車場使用料に滞納がある場合は受付できません。 詳しくは、本文中の

手続きをごらんください。